

# 仕 様 書

## 1 業務名称

令和5年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託

## 2 事業の概要・目的

本事業は、地域の資源を活かして各種事業を実施し、若い世代を中心としたあらゆる世代の区民が気軽に参加できるような、つながりの「場」や「機会」を提供・創出することにより、住民どうしや地域間のつながりづくりの推進に寄与することを目的とする。

また、事業を通じて区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目的としており、事業実施にあたっては、上記の目的を踏まえて、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通じた提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施する。

## 3 委託期間

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) すみよし区民まつり

ア 開催日時 令和5年10月28日（土）10:00～15:00（予定）

※雨天決行とする。ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、本市が判断する。

イ 場 所 沢之町運動場、沢之町公園、錦秀会住吉区民センター全館、住吉区役所敷地内

※沢之町運動場、沢之町公園は、10月25日（水）から30日（月）、錦秀会住吉区民センター全館は、10月27日（金）から28日（土）まで、それぞれ確保予定としており、その期間で、準備・開催・撤収すること。なお、住吉区役所庁舎内は使用しない。

ウ 内 容

区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることと安全で安心なまちづくりをめざし、「コミュニティ」「防災・防犯」「舞台発表」など総合的なイベントとして、誰もが気軽に参加できるまつりを実施すること。

- ①業務実施にあたり、事業計画書を作成すること。事業計画書の内容については、企画、運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場整備（駐輪場等の確保も含む）、ごみの分別・処分、警備等の業務を盛り込むこと。また、雨天決行とするため、その対応も記載すること。
- ②地域活動協議会、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら実行委員会を設置し、事務局として会議資料を作成するなど、実行委員会における事業の運営に参画すること。なお、実行委員会は区役所より各種団体に推薦依頼をし、推薦を受けた者等で組織す

る。実行委員会は、年4回程度実施予定。

- ③実行委員会や関係機関との打ち合わせ会（例：イベント出演者との連絡調整）やそれに伴う資料作成、印刷等を行うこと。
- ④広報物の作成及び配布を実施すること。なお、広報等で表記する場合、主催者は「第49回すみよし区民まつり実行委員会・住吉区役所」、実施・問い合わせは受注者名とする。  
※令和4年度実績：告知チラシ（A4版）18,000枚、告知チラシ（町内会班回覧用）（A3二つ折り）5,000枚、告知ポスター（A3版）600枚、参加者募集チラシ（A4版）200枚、当日プログラム（A4版 巻三折）10,000部作成
- ⑤若い世代を中心としたあらゆる世代が気軽に参加でき、すみよし区民まつりに来場できない区民もホームページ上ですみよし区民まつりを楽しむことができる区民参加型のコンテンツを1つ以上設けること。また、すみよし区民まつりの開催もPRすること。
- ⑥事業実施にあたり、必要に応じて協賛金を募ることができるものとする。その場合、協賛金等の確保は事前に本市と協議のうえ、受注者が行うこと。なお、協賛金については、収支計画を立て、受注者の責任において適正に管理すること。
- ⑦事業実施にあたり、材料費等必要経費を参加者から徴収することができる。その場合、徴収にあたっては、事前に本市と協議のうえ、受注者が行うこと。なお、徴収した材料費等については、収支計画を立て、受注者の責任において適正に管理すること。
- ⑧参加者へのアンケートの実施や来場者数の把握等、事業の効果検証を行うこと。
- ⑨業務終了後は、事業完了報告書を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容（材料費、協賛金等含む）を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）

（参考）過年度実績（令和4年度）

- ・実施日時 令和4年10月22日（日）10:00～15:00
- ・会場 沢之町運動場、沢之町公園、錦秀会住吉区民センター全館、住吉区役所敷地内
- ・参加者 約33,000人

## （2）住吉区成人の日記念のつどい（成人式）

ア 開催日時 令和6年1月7日（日）（予定）

※雨天決行とする。ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、本市が判断する。

イ 場 所 錦秀会住吉区民センター（予定）

※錦秀会住吉区民センター全館は、1月6日（土）から7日（日）まで確保予定としており、その期間で準備・開催・撤収すること。

ウ 内 容

20歳を迎えられた方の門出を地域や行政等が一体となり祝福することで、これからの地域コ

コミュニティの新たな担い手の自主的な交流ができるような事業を実施する。

- ①住吉区青少年指導員等と協働し、事業実施に関する企画会議に事務局として参加し、会議資料及び会議後の議事要旨を作成するなど、事業の運営に参画すること。なお、年5回程度実施予定。
- ②事業実施にあたり、事業計画書を作成し、式典の企画、検討、設営、撤収、進行、警備、清掃等の業務を盛り込むこと。
- ③来賓者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷等を行うこと。
- ④企画会議において決定された事業実施にあたり、必要となる運営物品等の購入・賃借等の準備を行うこと。
- ⑤業務終了後は、事業完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容（出演者料等）を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑥その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、区役所との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績（令和3年度）

- ・実施日時 令和4年1月9日（日）13:00～15:30
- ・会場 錦秀会住吉区民センター 大ホール
- ・参加者 約800人
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出身中学校ごとに第1部（13時開始）と第2部（15時開始）に分けて実施。

### （3）住吉区子ども文化事業

ア 開催日時 令和5年12月3日（日）（予定）

※ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、本市が判断する。

イ 場所 錦秀会住吉区民センター（予定）

※会場は、実施日当日のみの確保予定である。

ウ 内容

住吉区内の小学生を対象に文化的活動の機会を提供し、地域における児童・青少年の健全育成を目指した事業を実施する。

- ①住吉区青少年指導員等と協働し、より多くの区民が参加できるような内容を構築し、その運営を行い、事務局として参画すること。
- ②事業実施にあたり、参加者を含め区民同士が相互に交流できるような広報を行うこと。
- ③関係者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷等を行うこと。

- ④参加者の募集、受付及び抽選の支援を行うこと。
- ⑤事業実施にあたり必要となる運営物品等の購入・賃借等の準備を行うこと。
- ⑥業務終了後は、事業完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、区役所との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績（令和4年度）

- ・実施内容 マカロニでつくるクリスマスリース講座
- ・開催日時 令和4年12月4日（日）13：00～14：30
- ・会場 錦秀会住吉区民センター アトリエ工作室、調理実習室
- ・参加者 15組（30名）
- ・参加者募集期間 令和4年11月7日～（定員に達し次第受付終了）

#### （4）住吉区子どもマラソン大会

ア 開催日時 令和6年1月21日（日）（予定）

※ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、本市が判断する。

イ 場 所 未定

※会場は、実施日当日のみの確保予定である。

ウ 内 容

住吉区内の幼児（3歳～6歳）及び小学生を対象に「マラソン」を通じて耐寒訓練を兼ねた体力向上の機会を提供し、地域における児童・青少年の健全育成を目指した事業を実施する。

- ①住吉区青少年指導員等と協働し、より多くの区民が参加できるような仕組みを構築し、その運営を行い、事務局として参画すること。
- ②事業実施にあたり、参加者を含め区民同士が相互に交流できるような広報を行うこと。
- ③関係者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、会議後の議事要旨作成等を行うこと。
- ④参加者の募集、受付及び抽選の支援を行うこと。
- ⑤事業実施にあたり必要となる運営物品等の購入・賃借等の準備を行うこと。
- ⑥業務終了後は、事業完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦事業運営に際し、救急場所を設ける等参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮をすること。
- ⑧その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、区役所との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績（令和元年度）

- ・実施日時 令和2年1月19日（日） 10:30～14:30
- ・会場 ヤンマーフィールド長居
- ・参加申込者 404名
- ・参加者募集期間 令和元年12月4日～12月18日
- ・令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## （5）住吉スポーツフェスティバル

ア 開催日時 令和5年11月19日（日）（予定）

※ただし、台風接近、警報発令時等による中止については、本市が判断する。

イ 場 所 錦秀会住吉区民センター全館、住吉区役所敷地内

※錦秀会住吉区民センター全館は、11月18日（土）から19日（日）まで確保予定としており、その期間で準備・開催・撤収すること。

ウ 内 容

区民の体力の向上と健康増進を促進し、生涯スポーツ活動の振興を図るため、区民の誰もが気軽に参加できる住民主体のスポーツ・レクリエーション事業を実施する。あわせて、ニュースポーツ体験等（例：ボッチャなど）を通して、障がいの有無に関係なく区民同士が交流し、障がい者スポーツへの理解の一助となる内容も含むこと。

- ①住吉区スポーツ推進委員等と協働し、より多くの団体や区民等が参加できるような仕組み（障がい者の参加も想定したものであること）を構築し、その運営を行い、事務局として参画すること。
- ②事業実施にあたり、参加者を含め区民同士が相互に交流できるような広報を行うこと。
- ③関係者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、会議後の議事要旨作成等を行うこと。
- ④広報物の作成及び配布を実施すること。
- ⑤事業実施にあたり必要となる運営物品等（参画団体が独自に企画し、当該団体が準備する物品等を除く）の購入・賃借等の準備を行うこと。
- ⑥参加者へのアンケートの実施や来場者数の把握等、事業の効果検証を行うこと。
- ⑦業務終了後は、事業完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑧事業運営に際し、救急場所を設ける等参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮をすること
- ⑨その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、区役所との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績（令和3年度）

- ・実施日時 令和4年3月21日（日） 11:00～15:00
- ・会場 錦秀会住吉区民センター 全館

- ・参加者 約200名
- ・実施内容
  - ニューススポーツ体験コーナー（大ホール）
    - ・ポッチャ ・スリーアイズ
  - 体力測定コーナー（図書館棟）
    - ・握力測定 ・長座体前屈 ・上体そらし ・2ステップ ・開眼片足立ち

## （6）スポーツ競技大会

### ア 事業名称

- （i）少年ソフトボール大会
- （ii）住吉ソフトバレー・スリーアイズ大会
- （iii）住吉区子どもスポーツ大会

### イ 開催日時、場所

- （i）少年ソフトボール大会
    - 令和5年5月7日（日） 沢之町運動場（予定）
  - （ii）住吉ソフトバレー・スリーアイズ大会
    - 令和5年9月3日（日） 東住吉スポーツセンター（予定）
  - （iii）住吉区子どもスポーツ大会
    - 令和6年2月25日（日） 錦秀会住吉区民センター（予定）
- ※会場は、いずれも実施日当日のみの確保予定である。

### ウ 内 容

スポーツ活動をされている区民が日頃の練習の成果を発揮する場を提供し、生涯スポーツの振興とスポーツを住民どうしの交流を図るための事業を実施する。

- ①（i）少年ソフトボール大会は住吉区青少年指導員と、（ii）住吉ソフトバレー・スリーアイズ大会は住吉区スポーツ推進委員と、（iii）住吉区子どもスポーツ大会は住吉区青少年指導員等と協働のうえ、参加者が相互に交流できるような仕組みを構築し、その運営を行い、事務局として参画すること。
- ②必要に応じて広報物の作成及び配布を実施すること。
- ③関係者等への連絡調整やそれに伴う資料作成、印刷、会議後の議事要旨作成等を行うこと。
- ④事業実施にあたり必要となる運営物品等の購入・賃借等の準備を行うこと。
- ⑤事業実施にあたり、参加者から参加費等必要経費を徴収することができる。その場合、徴収にあたっては、事前に本市と協議のうえ、会場費、参加記念品代、保険料、救護費など参加者に還元される実費相当分として徴収すること。なお、徴収した参加費等については、収支計画を立て、受注者の責任において適正に管理すること。

- ⑥業務終了後は、事業完了報告書（アンケート結果含む）を作成し、提出すること。業務及び収支の詳細な内容を明記すること。（必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある）
- ⑦事業運営に際し、救急場所を設ける等参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮をすること
- ⑧その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、区役所との事前調整を随時行うこと。

（参考）過年度実績

（i）少年ソフトボール大会（令和3年度）

- ・実施日時 令和3年8月22日（日） 13:30～15:00
- ・会場 南住吉小学校
- ・参加者 2チーム（23名）
- ・参加対象者 区内の小学生

（ii）住吉ソフトバレー大会（令和4年度）

- ・実施日時 令和4年9月4日（日） 9:30～16:00
- ・会場 住吉スポーツセンター
- ・参加者 12チーム（参加人数60名）
- ・参加費 1チーム 1,000円

（iii）住吉区ドッジボール大会＜中止＞（令和元年度）

- ・当初予定 令和2年2月23日（日） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ・会場 住吉スポーツセンター
- ・申込数 21チーム（参考：平成30年度参加数 26チーム 357名）
- ・参加対象者 区内の小学生

## 5 事業実施にあたっての共通事項

- （1）会議等も含め事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消毒や密閉・密集・密接した環境の回避など、状況に応じた対策をとること。
- （2）自然災害等（新型コロナウイルス感染症含む）事業が実施できない場合は、本市の要請に基づき、そういう状況下でも当該業務の目的を達成するための事業の実施に向けて、協議に応じること。

## 6 委託料の支払い

業務委託料の支払い方法について、本契約書第38条及び第39条に定めるもののほか、概算払いに関する特約条項による支払いも可能とする。

## 7 再委託について

- （1）受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 8 その他

(1) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めること。

(3) 事業の実施においては、実行委員会等各関係団体と十分な連携をとり、協議・調整のうえ事業を実施すること。

(4) 事業の引継ぎは円滑に行い、事業の実施に支障のないようにすること。

(5) 業務の遂行に必要な経費（資料作成費用等も含む）は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 本事業の実施場所は本市が確保することとし、錦秀会住吉区民センター、沢之町運動場の利用料については免除する。

(7) 業務内容の一部を変更する場合があるため、全体の構成について関係者との連絡を密にし、事業が万全にできるよう調整すること。

(8) 事故等の緊急時の連絡体制と、現場の初動体制を明確にすること。

(9) イベント保険に加入すること。

(10) その他、この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、双方協議のうえ定めるものと



する。そのほか本業務の実施にあたり必要な事項は、委託担当者と十分協議のうえ決定すること。

## 9 担当

### (1) 区民まつりに関すること

担 当：地域課

住 所：大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電 話：06-6694-9840

### (2) 区民まつり以外の事業に関すること

担 当：教育文化課

住 所：大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電 話：06-6694-9989